農　林　水　産　委　員　会　記　録

１　期　　　日　　平成21年４月17日（金）

２　場　　　所　　第５委員会室

３　出 席 委 員　　委 員 長　宮　政利

副委員長　沖井　純

委　　員　髙木昭夫、河井案里、小林秀矩、大井哲郎、芝　　清、
田辺直史、山崎正博、小島敏文、檜山俊宏

４　欠 席 委 員　　なし

５　出席説明員

［農林水産局］

農林水産局長、総務管理部長、農林水産総務課長、農業活性化推進課長、団体検査課長、農水産振興部長、農業技術課長、農業経営課長、農産課長、畜産課長、水産課長、農林整備部長、技術総括監、農林整備管理課長、農業基盤課長、林業課長、森林保全課長

６　報 告 事 項

（開会に先立ち，農林水産局長が新任説明員の紹介を行った。）

(1)　平成21年度農林水産局行政組織

(2)　県立農業技術大学校中長期計画の策定について

(3)　平成21年度の建設工事等に係る入札・契約制度の改正について

(4)　県産材消費拡大緊急支援事業に係る事業予定者の募集について

７　会議の概要

（開会に先立ち、農林水産局長が新任説明員の紹介を行った。）

(1)　開会　　午前10時34分

(2)　記録署名委員の指名

(3)　質疑・応答

○質疑（髙木委員）　それでは、何点か質問させていただきたいと思いますが、今、国が農林水産業、食料自給率の問題も含めて、非常に力を入れております。景気対策の面も含めて農地のフル活用もやっていこうとしております。そうした中で、我が県では新農林水産業・農山漁村活性化行動計画に基づいてすべての施策を進めておられる。当然といえば当然だと思いますが、このことが、国が進める政策とそごを来しているのではないかと思います。農地・水・環境保全向上対策にしてもそうですし、これからいろいろと国の政策が出てきますが、すべてこの活性化行動計画に照らしてやるかやらないかということになれば、広島県はほとんどできない状況になるのではないか。広島県の農村だけが恩恵にあずかれないことにならないか。活性化ではなくて非活性化になるのではないかという心配があるわけですが、その際、この活性化行動計画を見直していたのでは間に合いませんので、一たん棚上げにし

て、この緊急事態に国が推し進めている政策に対しては、積極的に取り組んでいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○答弁（総務管理部長）　まず、現在、県で進めております活性化行動計画につきましては、広島県の現状を踏まえまして、コンセプトとして、持続的に自立できる農林水産業を最大の目標として重点的に進めていくものでございます。

一方、現在の経済情勢、雇用情勢等もありまして、雇用機会の創出については活性化に向けて、当然、取り組むべきものは農林水産局としても取り組む姿勢で臨んでおります。国でもこのたびの経済危機対策につきましては、農村の有効利用でございますとか、農業の将来を担う担い手の確保、それから需要に応じた生産振興、森林整備、森林資源の整備拡充策で、農林水産業の底力を発揮し、食料自給率の向上、底上げを図るということで、大きな予算を確保していただきたいと思いますけれども、こうした情勢も踏まえながら、県といたしましてもできることはやっていきたいという考え方でございます。

○要望・質疑（髙木委員）　かたくなに一つの方向で推し進めるということではなくて、そのときそのときに応じた政策をやっていくことも、行政として必要なことではないかと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

何遍も言いますが、農地・水・環境保全向上対策も国はすべての取り組みをしようとする地域には事業をしなさいということでありますが、県は活性化行動計画等に基づいて、集落法人があるところしかだめだということであります。

今、県道ののり面の草刈りが50センチメートル幅で発注されて、それも年に１回しかやらない、50センチといえば人が歩くこともできない幅でしか草刈りをしないということですから、その残りの部分をだれが刈るかということが、農村では非常に大きな問題になっているわけです。何遍も苦情を聞きますが、お金がないの一点張りなのです。ところが、中山間地域等直接支払制度とか農地・水・環境保全向上対策に取り組んでいる地域の県道ののり面には草は生えていないのです。なぜかと言えば、地域の人たちが自分たちの地域は守るという約束のもとで行動しているから、その県道についても草刈りをしている。だから、私は効果は非常に大きいと思うのですが、何遍も聞くので答えはまた一緒かもわかりませんが、もう一度お聞かせください。

○答弁（農業基盤課長）　農地・水・環境保全向上対策でございますけれども、現状では市町によりましてはまだ地域への事業内容の説明が十分なされていない状況もあると聞いております。今年度改めて市町との連携のもとに今後一層の啓発浸透を図りまして、この事業が積極的に活用されますように努力してまいりたいと存じます。また、既存の集落法人の中にもまだこの事業を活用されていないところもございます。それから今後、集落法人を設立しようという目標を持って取り組んでいらっしゃる地域については、幅広くこの事業を活用していただけるような仕組みをつくっておりますので、ぜひ積極的に活用していただきたいと考えております。

○質疑（髙木委員）　市町が地域への説明をしていないということですが、それは、対象が集落法人だけなので、そんなものをするはずがないのです。ただ全体を認めることになれば説明すると思います。法人にしなければ出ない話ですから、その可能性のないところに説明してもしようがないわけです。

もう一つ困っているのが、ではやりますと言ってもらい始めたところが、なかなか進まない地域もあるわけです。指導者の方は非常にプレッシャーを感じておられるのです。平成23年度までに法人を立ち上げないと県からもらった補助金を返さなければならないという問題が発生しますから、非常にプレッシャーを感じて、もうやめようという発想に変わってきています。現実に、このまま使っていたら大ごとになる、もらった金は全部プールしておこうという格好になってきているのです。

しかし、平成23年度になったときに、国や市へは返す必要はないと思うのです。集落法人がある地域だけだという枠がついているのは、県の運用の中でそうなっているだけですから、国や市の分は返さなくてもいい、県だけ返せと言われるのですから、そこをもう１回お聞かせください。

○答弁（農業基盤課長）　現在、平成23年度までに集落法人を設立する予定の地域につきまして、この事業を実施していただいており、また、個別の企業的経営体、あるいは、その他農業法人等の地域についても実施していただいております。

まず、その法人の設立に向けて、地域が動いているけれども、難しいというところもございます。しかし、農業集落法人が地域に設立できない地域では、このままではだめになるという危機感の中で、皆さん取り組んでいただいている状況でございますので、引き続きそういった地域につきましても、農林水産事務所あるいは本庁も含めて全面的にバックアップして応援させていただき、法人設立に向けて頑張っていただきたいと思います。

○意見・質疑（髙木委員）　これ以上やっても毎回同じですから、この件についてはよしにしたいと思いますが、既に取り組みながら法人がまだできないという地域に対しては、けつをたたくばかりではなくて優しく、成功するようにぜひ導いていただきたいと思いますし、事と次第によっては返さなくてもいいと言ってほしいのですが、それはいいです。

今言われたように、行動計画に基づいて法人に集中してやられることが、最初に言いましたように国の施策とそごを起こすのです。平成21年度から農地確保・利用支援事業が国で始まっております。中身はほとんど今まであったものの焼き直しみたいなものですが、その中で一つ、面的集積交付金というのが新たに出てきます。去年までは担い手農地集積高度化促進事業で、新たに１ヘクタール以上の団地を集積した場合に１万6,000円が出る話でありますが、県は20ヘクタール以上の法人以外には一切やらないということですから、昨年もこの県負担分については出していないのです。国が8,000円で、県が3,500円、市町が3,500円、地元が1,000円で１万6,000円という事業になっていますが、県が出さないものですから、東広島市は市が

半分貸すという格好で事業を進めています。新たに平成21年度から名前が変わって、面的集積交付金が出てきているはずです。もう説明を受けておられると思いますが、その中でまた県が3,500円を負担するということが国のひな形なのです。なおかつそれには、普通交付税で措置しますと書いているわけです。県は集落法人の設立目標を410法人ということで進められておりますが、私は数ではないと思います。やはりその法人が、どれだけの面積を全体農地の中でカバーしていくかがより重要だと思うのです。既に立ち上がった法人が周辺の農地を集積したときにこれが活用できるわけです。１ヘクタール以上のもとがあって、全体で１ヘクタールを超えれば１万6,000円が出るわけです。実際にそれぞれの法人は、周りで困っておられる人の農地を預かる努力をしているわけです。それに対して県は制度があるのに１円も出さないということです。このことについて私は県の方針が非常におかしいと思うのですが、何か御意見がありますか。

○答弁（農業活性化推進課長）　先ほど委員御指摘のように、本年度から国の制度で農地確保・利用支援事業が始まりました。10アールあたり１万6,000円で、8,000円が国から出ます。それから、7,000円部分については地方公共団体負担で、これは任意の話になると思います。我々からすれば、集落法人の数を平成27年度までに410つくるという目標に向かって、今やっております。水田面積の集積も重要な話ということもよく理解できます。当面我々は、その１万6,000円にプラスアルファして、県と市町と新しい集落法人ができるときに10アール当たり３万円という設立支援に重点をおいて、そちらに財源負担させていただいております。

　それから、新たに隣の集落の一定部分を集積されるときに、県も国が示したような形でできないかというお話がありました。平成20年度までは国の事業に取り組もうとすれば、市町負担等が必要でしたけれども、平成21年度からの事業につきましては、国が8,000円を出されるということがありますので、そこは任意という形になっているようです。ただ、1,000円の地元負担ということもあります。我々からすれば、今は集落法人の新規の設立に力を入れていきたいと考えております。

　それから、委員が言われましたように、確かにこれから高齢化されて集落で担い手が育たない地域もあるでしょうし、リーダーの方もなかなか育たないということがあって、隣の集落全体、例えば２ヘクタール、３ヘクタールが、もうどうにもならなくなり既存の集落法人がその地域の面倒を見ることになれば、やはりそこは大きな課題だと考えております。当面は新規の集落法人を育成するための支援をしてまいりたいと考えております。

○質疑（髙木委員）　この利用支援事業の中でも、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業という、規模を拡大すれば農業機械導入に対して融資残高の10分の３、最高300万円まで助成する制度もできています。だから、集落法人といえども規模を拡大することによるメリットは非常にあるのです。生産性を上げるとか原価を下げるということも一つありますが、周辺の地域の荒廃地を防ぐという大きな問題の解決策

も持っています。法人を立ち上げろと言われますが、非常に厳しいのです。実際問題、20ヘクタールも集まるところはもうそんなにないと思います。そういう状況の中でどうやって広島県の農業を守るかといったら、今ある法人を規模拡大することが一番の近道だと思います。そのためにはさっき言ったように、国がいろいろな補助金もつけてやりなさいと言っているわけですから、数だけではないと言われましたが、そうは言いながら基本的に数だけで全然方向を変えてこないということでは、全く広島県の農業、農村だけが恩恵にあずかれないと言われてもしようがないと思うのです。取得価格の10分の３、300万円まで助成という新たな制度ができているのです。この集落法人が逆に農地面積を拡大することを、県としたら推進しなければならないのであろうと思うのですが、その点の御見解がありますか。

○答弁（農業活性化推進課長）　国の施策と県の施策というお話がありました。国も昭和36年に農業基本法をつくられて、それ以降選択的拡大という形で担い手をつくっていくことで、この間50年以上、担い手に土地を集積していこうということでありました。何十年といろいろな施策を展開してきたところです。ところが、実際に農地が余り動いておりません。確かな数字ではないのですけれども、30年ぐらい前に農地の流動化率が５％、一けた台でした。現在農地が集積されているのは、集落法人が集積した土地が上乗せされた形ではないかというのが実態だと思います。

あらゆる意味で、農業の構造改革を進める上で農地が非常に大きな問題になってきたことは事実だと思います。委員御指摘のように、既存の集落法人が周辺の地域も取り込んで経営をやっていくことは大変いいことだと思います。ただ、我々からすれば、そういう集落に対する集落法人の考え方等を説明する中で、まだ集落法人が設立されてない集落がどういうお考えをお持ちかということを聞きながら、今後も推進していきたいと考えております。その集落で集落法人が設立できないということであれば、やはり周辺の集落法人との連携なり協力関係をどうやるかということも一つの課題だと考えておりますので、そういうことも念頭に置きながら集落法人の育成につなげていきたいと考えております。

○要望・質疑（髙木委員）　そういうことで、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

最後にもう１点、フル活用ということで、荒廃地の再農地化を国が言っている。私は今度は逆に、国がおかしいと思うのですが、今、かなりの農地が荒れています。荒れているには荒れているなり理由があるのです。一番大きいのは相続の問題だろうと思いますが、いろいろなことで、中心にあるいい農地ですら荒れているのですが、これをもとに戻して農地にする、それに金をつけるというばかげたことを言っておりますが、それより私は、今、現に何とか頑張って耕作しておられる農地を守っていくことがよほど重要だと思うのです。荒れたところをもとに戻す時間と金があれば、今ある農地を守る方に金をどんどん使ってもらった方がいいと思うのですが、最後にこれを県としてどういう方向で考えているか、お尋ねします。

○答弁（農業基盤課長）　今、委員がおっしゃいました事業でございますけれども、耕

作放棄地が非常にたくさんある中で、昨年度、新たに耕作放棄地を再生利用していこうという動きが国に出てまいりました。それを受けまして、昨年12月でございますけれども、広島県耕作放棄地再生利用推進協議会を設立いたしました。委員がおっしゃいました交付金でございますけれども、国は県を通さずに直接協議会経由で、地域の耕作放棄地を再生利用していこうという活動組織に交付することで進めております。県内にも今、その受け皿となります耕作放棄地再生利用推進協議会のような地域協議会をつくっております。これからどういった活動をしていくかは、おのおのの市町や地域で計画を立てられるところでございます。いずれにいたしましても、なかなか単独で耕作放棄地を耕作できるような状態にしても、その後どうやって利用していくかが非常に大事なことでございまして、先ほど申しました事業の交付金ではそこまでケアすることになっております。いずれにしても、地元の地域の取り組みがすべてでございますので、地域がそういう形で取り組むということであれば、県といたしましても市町あるいは農業団体も含めて支援してまいりたいと考えております。

(4) 閉会　　午前 11 時 19 分